

**愛知県国民健康保険団体連合会
事業部 介護福祉課**

障害福祉祉サービスの請求について

平成27年度からの

（公団福祉）一ヶ月に1回精の食費額より一ヶ月
十日以内に更なる食費額を再び公団福祉へ一ヶ月半以内に
改めて請求の仕方を取る
改めて請求の仕方を取る人間も
改めて請求の仕方を取る人間も

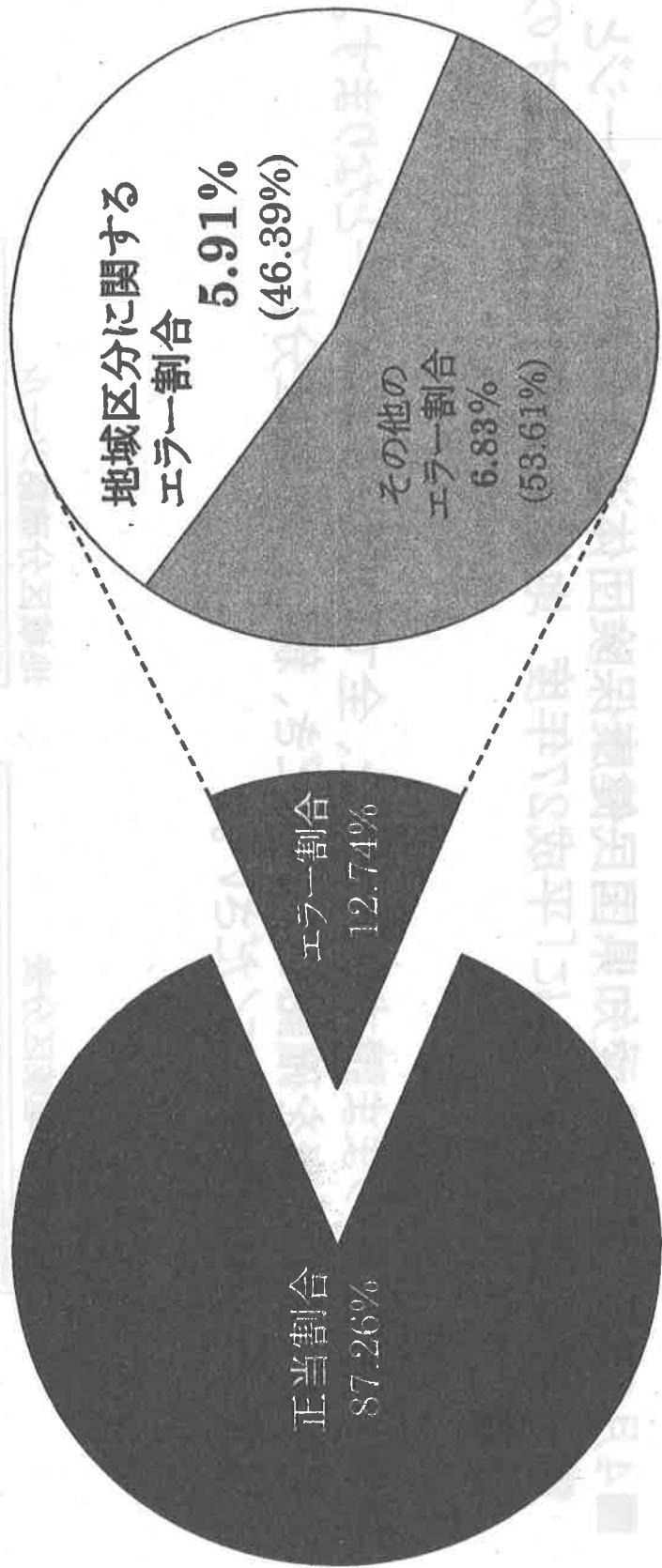
＜目次＞

1. 地域区分について.....2ページ
 - ◆4月サービス提供分の請求に多いエラー(地域区分)
 - ◆平成27年4月サービス提供分より再び地域区分が変更になります
 - ◆地域区分の確認方法
 - ◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法
2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて.....10ページ
 - ◆注意点
 - ◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウンロード
 - (1)レベルアップマニュアルのダウンロード
 - (2)請求ソフトのダウンロード(保存)
 - (3)請求ソフトのバージョンアップ
3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1~10日).....14ページ
 - ◆請求データの取下げ方法
4. 取り下げ依頼(過誤申立)について.....17ページ

1. 地域区分について

◆4月サービス提供分の請求に多いエラー = 地域区分分

平成26年5月受付分のエラー



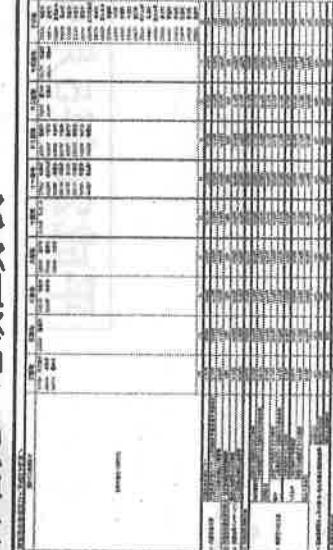
4月サービス(5月請求)分で毎年多く発生するのが地域区分エラーです。

◆平成27年4月サービス提供分より再び地域区分が変更となります。

■4月13日(月)から愛知県国民健康保険団体連合会ホームページと
電子請求受付システムに「平成27年度 地域区分表」を掲載しますので、
確認してください。

■旧地域区分のまま請求されると、全てのデータがエラーとなります。
必ず地域区分表を確認していただき、新しい地域区分にて
請求データを作成してください。

| 地域区分確認ツール | |
|--|--|
| 平成27年度 地域区分確認ツール  | |
| <small>操作方法</small> 1. 上部の <input checked="" type="checkbox"/> をクリックします。 2. 申請書に <input checked="" type="checkbox"/> が記載されたものについてクリックします。 3. 申請書に同一の記載内容が記載されたもので、本件の他品目も同時にチェックします。 4. 「確認」ボタンをクリックすると該当の地域区分が表示されます。 | |

| 障害児の地域区分表 | |
|---|--|
|  | |

◆地域区分の確認方法

①愛知県国健保連合会ホームページ (<http://www.aichi-kokuho.or.jp/>)
介護福祉関係の皆様 ⇒ 障害福祉サービス事業所向け ⇒ 障害福祉サービス費等の請求について



●障害福祉サービス費等の請求について

然、事業所の管轄へ事業者お知らせ
平成27年度4月サービス提供分より、昨年度に引き続き事業所所在地によつては地域区分が変更となります。事業者・障害児子育て支援事業所がその各地域区分で認可のうえ、新しい地域区分を認定して請求データを作成してください。(旧地域区分分のまま請求されると、全てのデータがエラーとなります。)
また、事業所の所在地(市町村)を確認することで、認定する地域区分を確認できるツールを作成いたしました。こちらのツールは、事業所の現在の地域区分と新しい地域区分が表示されます。

- 別添1 障害者の地域区分<平成27年度>
- 別添2 関宿児の地域区分<平成27年度>
- 別添3 地域区分確認ツール<平成27年度>

障害福祉サービス費等の請求に際しては、こちらのページをご覧ください。

■電子請求受付システムのアドレス
<http://aichi-kokuho.or.jp/kouhousyori/>
(電子請求受付システムの統合窓口)

地域区分変更に伴い、
単位数単価も変更になります。
必ず地域区分表をご確認ください。

②電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>)
ログイン後のお知らせ一覧
(更新日付 2015/04/13:タイトル「平成27年度 地域区分表」)

<http://www.e-seikyuu.jp/> にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

① 電子請求受付システムの申請はこちちら

② 介護保険の請求はこちちら

電子請求受付システム総合窓口

電子請求受付システム総合窓口にログインしてください。

②

最新日付

2015/02/27 Release

2015/02/25 New

2015/02/18 New

2015/01/18 New

2015/01/19 New

2014/05/02

全TOP2筆者元

最新日付

2015/02/27 Release

・[画角]リリースの進行に関するお問い合わせ機能追加

・電子請求受付システムサーバ(保守)によるシステムの一時停止について

・ヘルプデスク23日間休業期間におけるお問い合わせ窓口の紹介

・電子請求受付システムマニュアル版2/17版リード2023年からセ

・重要情報入力画面アドバイス版2/17版リード21にて

・「重要情報入力画面アドバイス版2/17版リード」の登録料金改定について

・連絡手段について

ソフトウェア名

基幹ソフトウェア

サポートオフィスインストーラ

マニュアルビューア

更新日付

2013/10/21

2014/08/18

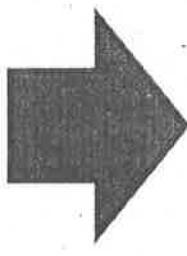
バージョン

-

-

Ver1.3.0





電子請求書システム

お知らせ

お知らせ一覧

検索

FAQ

マニュアル

ダウンロード

説明書

有効期間内の記事を表示

新着の記事を表示

全ての記事を表示

本会ホームページページと同じ
地域区分表が見ることができます。

| ③ | 更新日付 | カテゴリ | タイトル |
|---|------------|------|----------------------------|
| ③ | 2015/04/13 | 参考資料 | 平成27年度 地域区分表 |
| 合 | 2014/04/11 | その他 | 市町村番号一覧表の掲載について |
| 合 | 2013/04/10 | 参考資料 | 平成25年度 地域区分表 |
| 合 | 2008/12/26 | その他 | 点検内容の変更について |
| 合 | 2008/12/26 | その他 | ゆうちょ銀行の他の金融機関との概要と対応時期について |
| 合 | 2008/12/16 | その他 | 貿易入力システムVer2.0の不具合について |

◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法

- 名古屋市所在の障害児支援事業所は、平成27年4月サービス提供分より地域区分が下表のとおり変更となります。
- 簡易入力ソフトをご利用の場合は、次ページ以降を参考に地域区分の設定を行ってください。
(4月中旬に予定されているソフトのバージョンアップ後に行なうようにしてください。)

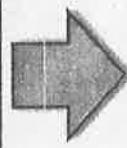
【名古屋市(障害児)の地域区分】

| | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|------------|--------|
| 障害児 | 三級地 | 三級地 |
| 障害児(経過措置)※ | 四級地(旧児童デイ) | 三級地 |

※障害児の経過措置は平成27年3月サービス分をもって終了

簡易入力ソフト ※必ずバージョンアップ後にやってください※

基本情報設定



自事業所情報修正



【「事業所情報（基本）」画面】

④

| | | | | | |
|---------------------------|----|--------------|-------|---|--------------|
| 事業所番号 | * | 25689898988 | 登録者番号 | * | 123-4567 |
| 名称 | カナ | 新規登録 | 登録者名 | * | 新規登録 |
| 郵便番号 | * | 123-4567 | 電話番号 | * | 052-123-4567 |
| 住所 | カナ | 愛知県名古屋市あいざな | FAX番号 | * | 052-123-4567 |
| 電話番号 | 漢字 | 愛知県名古屋市あいざな | 氏名カナ | * | 新規登録 |
| FAX番号 | * | 052-123-4567 | 氏名漢字 | * | 新規登録 |
| 代表者 | 漢字 | 新規登録 | 監査名 | * | 新規登録 |
| 地区区分 | * | 四島地(旧児童ディ) | 法定 | * | 新規登録 |
| 平成21年4月から 平成24年3月まで | | | | | |
| 児童見通し表 提供 医療機関連携を強化 提供 提供 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

入力し終えたら登録

直接入力できません

| | | | |
|------|---|-------|---|
| 地域区分 | * | 法人等種別 | ▼ |
|------|---|-------|---|

設定

➡

| | | |
|------|---------|----------|
| No. | 適用開始年月 | 平成27年4月 |
| ① | 経過措置の有無 | ※ 無し |
| 地域区分 | | |
| 選択 | No. | 適用開始年月 |
| | 1 | 平成28年04月 |
| | 2 | 平成24年04月 |

② 明細追加
明細修正
明細削除
明細クリア

分

適用開始年月を平成27年4月に設定し
該当の級地を選択すると、単位数単価も
自動的に変更されます

③ 確定

閉じる

地域区分を選択します

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて

◆注意点

① 簡易入力について

- 5月に送信するデータはバージョンアップ後に作成してください。
バージョンアップ前に作成した請求データを送信すると、エラーとなります。
- 簡易入力ver.2.17を導入している場合は、
システム起動時(※)および請求データ送信時に自動でバージョン確認
を行います。

(※)自動アップデート設定で「自動でアップデートを確認する」を選択している場合

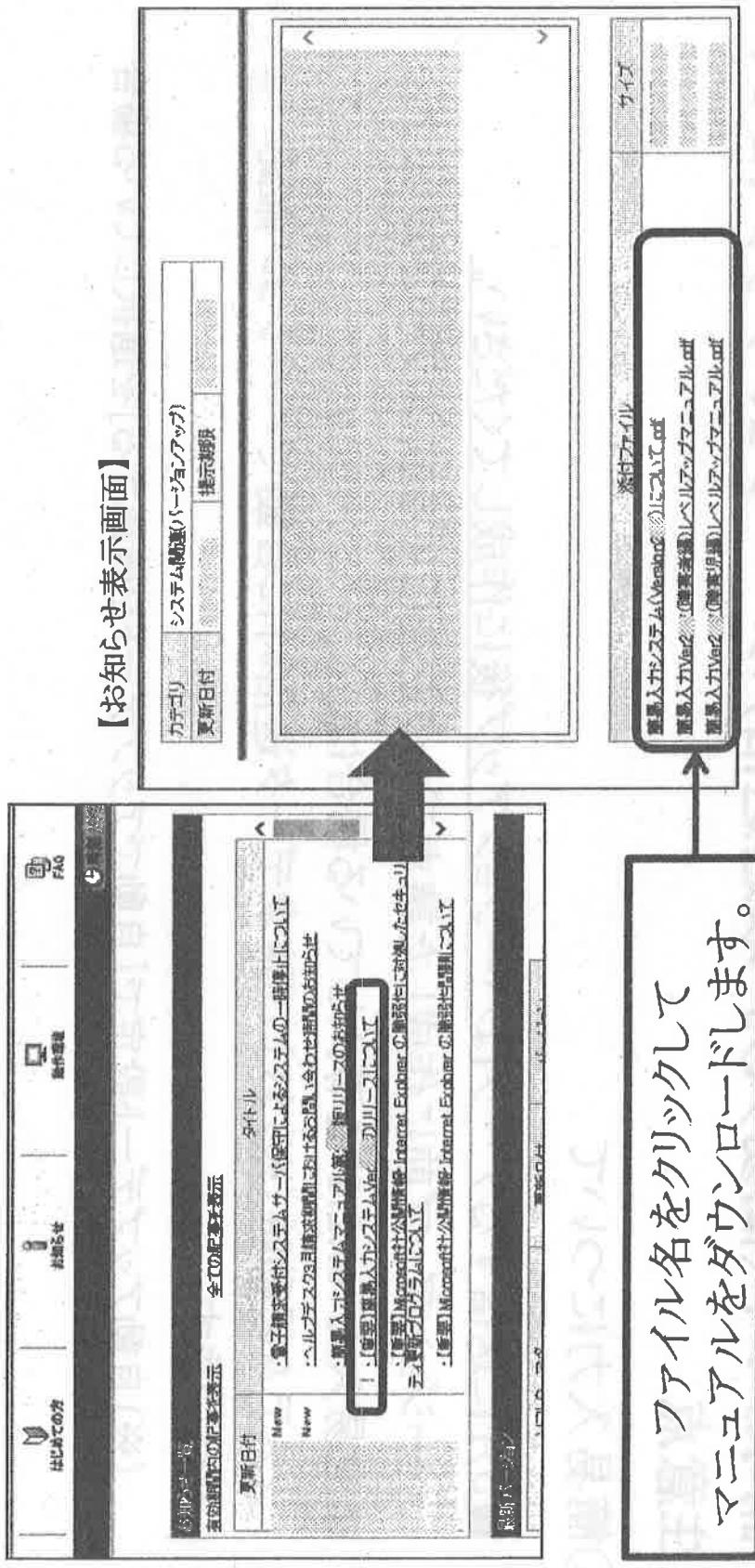
② 取込送信について

- 5月の請求データ送信前までにバージョンアップを行ってください。

◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウソロード

(1) レベルアップマニュアルのダウソロード

- バージョンアップについては「レベルアップマニュアル」に記載されています。
- レベルアップマニュアルは、電子請求受付システム(ログイン前)の「お知らせ」より取得します。



(2) 請求ソフトのダウンロード(保存)

【共通】

① ダウンロード

お知らせ

FAQ

議会一覧

ダウンロード

【ダウンロードするファイルの【保存】ボタンを押してください。】

| ファイル名 | バージョン | 更新日時 | ファイルサイズ |
|-----------------------|-------|------|---------|
| 電子請求受付システム 基本ノットウェア | - | - | 4.0 MB |
| 電子請求受付システム サポートソフトウェア | - | - | 2.5 MB |
| 取込送信システム Ver. | - | - | 1.5 MB |

②-1 取込送信システム

②-2 簡易入力システム(障害児支援) Ver.

どちらか
どちらか

デスクトップに保存してください。

名前を付けて保存

デスクトップの場所

新規

名前

お気に入り

ダウンロード

デスクトップ

隣接表示した書類

ファイル名(N):

ファイルの選択(T): アプリケーション (*.exe)

保存(S) キャンセル(C)

③ 名前を付けて保存(A)

保存して実行(R)

保存(S)

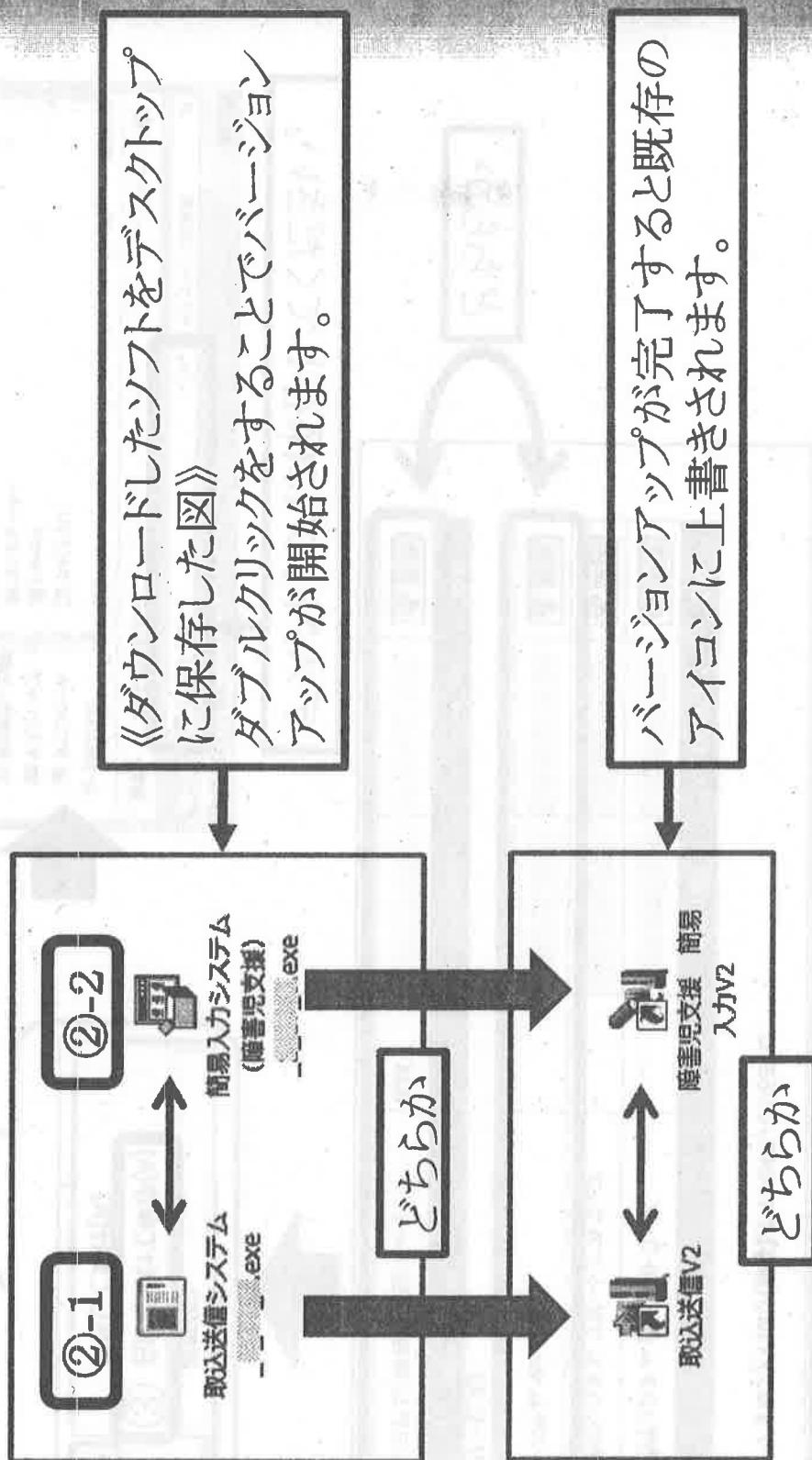
実行(R)

④ 保存(S) キャンセル

⑤ フォルダーの表示

12

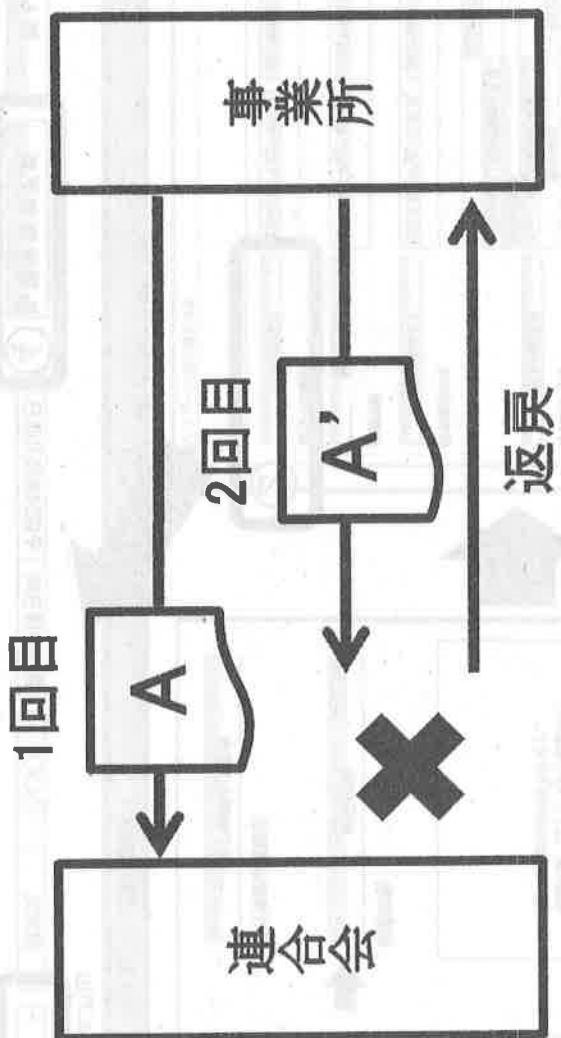
(3) 請求ソフトのバージョンアップ



※以上でバージョンアップは終了です。
入力済み情報は削除されません。

3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1~10日)

送信後、請求内容の誤りを発見し、修正データを再度送信した場合



1回目のデータで審査・支払いされたため、2回目に送信したデータは重複で返戻となります。
(エラーコード:EC01)

対策: 1日～10日の請求期間内は請求ソフトから当月送信したデータの取下げを行なえます。
1回目のデータを差替えたい場合、送信したデータを簡易入力システム又は
取込送信システムにて取下げ後、2回目のデータを送信してください。
(取下げ方法は次ページ参照)

◆請求データの取下げ方法

①簡易入力システムでの取下げ方法

(1) 請求データ入力

| | |
|---|--------|
| ファイル名) バージョン(H) ヘルプ(H) | 基本情報保守 |
| 初めて使用する場合 基本情報保守から請求情報を入力する必要があります。操作説明書の入力から請求情報を入力します。 | |
| 請求情報入力 データ提出用紙記入欄 | |
| 請求印刷 | 請求印刷 |
| 請求印刷作成 | 請求印刷 |
| 請求情報送信 | |

(2) 請求データ登録

| | |
|--|--------|
| ファイル名) バージョン(H) ヘルプ(H) | 基本情報保守 |
| 最初に表示される画面 インターネット上に接続されているため、新規の登録が可能です。 | |
| お知らせ 図面自動引出電子機器受付システムから新規情報を取得する。 | |
| 基本情報登録 | |
| 請求年月 平成27年3月 | 請求内容登録 |
| 請求内容登録 | 請求内容登録 |
| 請求印刷 | 請求印刷 |
| 請求印刷 | 請求印刷 |
| 請求情報登録 | |
| ② | |
| ③ | |
| ④ | |
| ⑤ | |
| ⑥ | |

取下げたいデータを選択

15

②取込送信システムでの取下げ方法

取扱い説明書

電子取扱いシステム

ファイル(F) ハードディスク(H)

メニュー 選択

新規登録

既存登録

新規登録用紙

既存登録用紙

請求書類

お知らせ情報

請求書類

お問い合わせ

フォルダ削除

口座登録

①

最終取扱日時

最終取扱日時

最新情報取得

自動的に電子帳面受付システムから最新情報を取得する。

②

請求年月 平成24年05月

請求先 東京

③

最新情報更新

閉じる

最終取扱日時 平成24年05月05日 10:15

④

請求年月日 平成24年05月05日 12:00:00

送信日時 平成24年05月05日 12:00:00

請求書類

客観

引渡書類

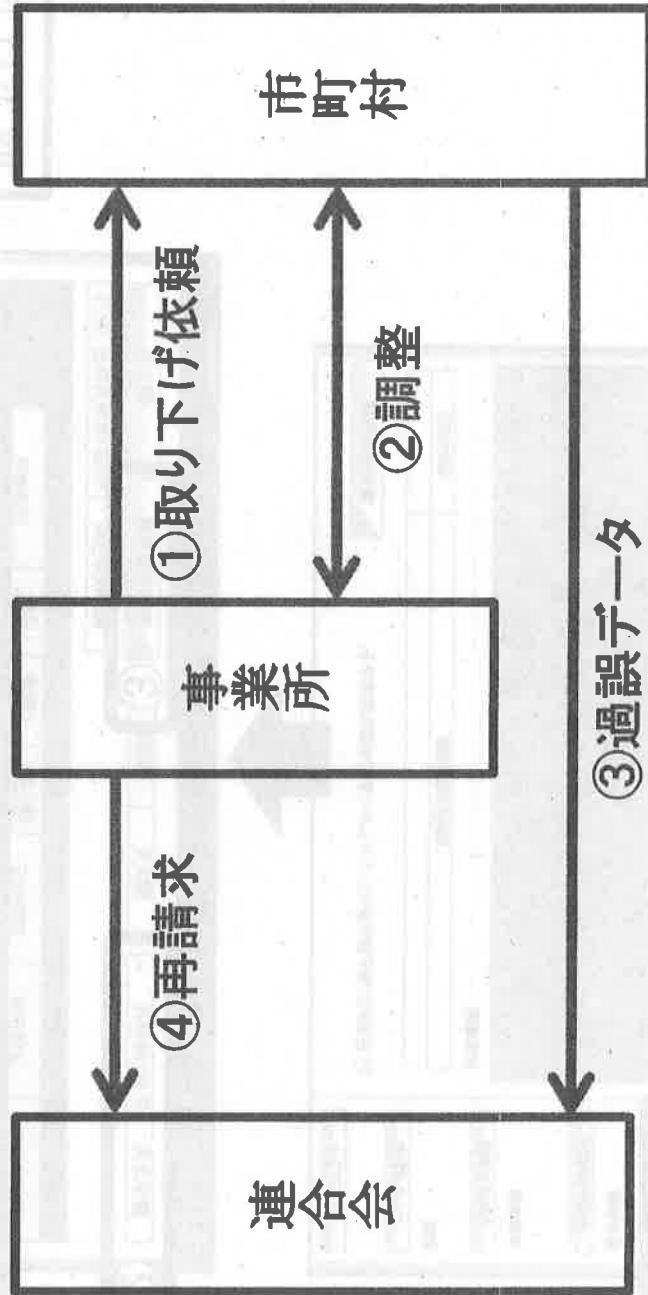
⑤

取扱結果

取下げるデータを選択

4. 取り下げ依頼(過誤申立)について

支払い済データを修正したい場合は、市町村に取り下げ依頼(過誤申立)をしてください。市町村と調整が取れた月に修正データを再請求してください。



- ・ただし、取り下げ依頼(過誤申立)をしなかった場合、又は市町村と調整がとれなかつた場合は再請求しても返戻となります。(エラーコード:ED01)